

## 学校給食

### 経費削減なら臨時職員で

### 異動が基本的な考え



もり 治史 議員

**問** 保護者の強い要望と長い時間の末にやっと、大方地区でも平成25年度から学校給食が始まる。平成25年3月完成を目指して大方中学校敷地内で給食センターの建設工事、併せて伊田、上川口、南郷、入野、田の口、三浦の各小学校の炊事場を給食受入れの改修工事が行われている。説明によれば大方給食センターの運営方法は公設民営（指定管理）方針とのことだが、佐賀給食センターも当然同じ方式になると考えられ、現在のセ

ンター職員を小、中学校の校務員と保育所調理員に異動させるようだが、合併時に大方地区の校務員は削減され、大方中、入野小学校へ各2名（1名臨時）でやっている。公設民営方式にしたのは人件費の削減が目的だと考えられるが、土日、祝祭日、春・夏・冬休みは給食がないので、それならば現在の職員を役場へ、各学校の給食は臨時職員（パート）雇用で対応すべきではないか。町も経費削減を十二分に考えての方針だと思うが、検討してはどうか。

**答** 坂本教育長

佐賀センターの配置職員は、所長1名、調理師6名で、平成25年からは調理配送業務を委託の予定なので、学校校務員、保育所調理員としての異動が基本的な考えである。大

方地区の小学校校務員はシルバー人材センターへ委託の雇用経緯もあり、現在も行っている。人員配置は町長部局で対応するので、教育委員会部局での、判断ができる事ではない。今後の検討課題として協議していく。

## 固定資産税

減額の税条例を

公共用なら  
減免対象

**問** 宅用地への固定資産税は特例措置法により200㎡以下については小規模住宅用地となり課税標準額の6分の1、200㎡以上は一般住宅となり3分の1での課税となる。ところが、防災関連で廃屋を取り壊し、家が無くなるの特例処置が受けられず、固定資産税が3倍、6倍になってしまう。町の防災計画に協力して家を取り壊した場合については町独自の税条例を設けて減額すべきではないか。

**答** 米津 税務課長

特例措置は住宅用地の税負担の軽減を目的に定められている。家屋を取り壊し避難道路となれば非課税、また公共用の避難場所として集会所を設置するなら、町税条例にある固定資産税の減免の対象に

なると考える。他市町村で独自の条例を定めているところがないか調査し、検討していきたい。

**その他の質問**

※防災について  
※部落放送について



大方地区給食センター工事始まる（大方中学校校庭）